



大田区 子育て世帯支援施策一覧



子育て、子どもに関する支援

詳しい事業内容については、それぞれの問合せ先におたずねください

ひとり親家庭支援

◆…この記号がついている事業は、ひとり親(母子・父子)家庭のみ対象の事業です 事業によっては対象が母子家庭のみもあります
 ※ひとり親…配偶者が①死亡 ②離婚 ③生死不明 ④1年以上児童を放棄 ⑤1年以上法令上の拘禁 ⑥重度の障がい
 ⑦DV保護命令をうけている ⑧未婚の母のいずれかに該当する、18(20)歳未満の子を扶養している家庭 (事実婚は含みません)

項目	支援名	対象・内容	問合せ先
医療費	◆ひとり親家庭医療費助成(マル親)	◇ひとり親家庭の親と、扶養されている児童(18歳に達した日の属する年度末まで重度の障がいのある方は20歳未満まで)が対象です。 ◇病院等で受診時の自己負担金(保険診療分)を助成します。 ※所得制限があります。 ※生活保護受給中の方、児童福祉施設措置入所者、他の制度(法)で医療費を給付・助成される者は除きます。	子育て支援課 児童育成係 03-5744-1274
年金	国民年金保険料の免除等	◇所得が少なく保険料を納めることが困難な方を対象として、申請により保険料の納付が免除される制度があります。	国保年金課年金係 03-5744-1214
貸付金	◆母子及び父子福祉資金	◇6か月以上前から引き続き都内に居住し、20歳未満の子を扶養している母子家庭の母又は父子家庭の父が対象です。資金は修学・就職・転宅等の目的に分かれています。	各地域庁舎内 生活福祉課
教育・学費	就学援助費	◇大田区にお住まいの小・中学校生の保護者へ、給食費(国・都・私立校を除く)や学用品費など、小中学校で必要な費用の一部を援助します。 ※所得制限があります	学務課学事係 03-5744-1429
	大田区奨学金	《大田区奨学金貸付制度》 ◇保護者などから扶養されている、短大、大学、専修学校の在校生(進学予定者を含む)が対象です。 《大田区給付型奨学金(高等学校等給付型奨学金)》 ◇住民税非課税の保護者などから扶養されている、高校、高専等へ進学を予定している生徒を対象に、入学準備金として8万円を給付します。 《大田区給付型奨学金(大学等進学応援基金)》 ◇大田区奨学金貸付制度をご利用の方で、短大、大学、専修学校に4月から入学予定の方に対して、選考のうえ一定額を給付します。 ※いずれも選考基準があります。	福祉管理課援護係 03-5744-1245
	受験生チャレンジ支援貸付	◇一定所得以下の世帯に対し、中学3年生・高校3年生の学習塾等の受講料、高校・大学等の受験料を貸付けます。 ◇高校・大学等に入学した場合、申請により返済が免除されます。 ※資格要件があります。	大田区社会福祉協議会 03-3736-2026
	教育支援資金(抜粋)	◇高校、高専、短大、大学、専修学校の入学金・授業料等の貸付です。 ◇母子及び父子福祉資金等が優先で、公的な無利子の制度とは併用はできない場合があります。	学習支援事務局 03-6428-7123
	子どもの学習支援	◇生活保護、就学援助、児童扶養手当のいずれかを受給している世帯の中学生を対象に、基礎学力の定着、高校進学に向けた支援など、学習支援を行います。	学習支援事務局 03-6428-7123
住まい	◆区営住宅	◇一定所得以下の方で、住宅に困っている世帯向けに、住宅入居者を募集します。 ◇また、一定所得以下のひとり親と扶養している未成年の子のみの世帯で下記に該当する場合、申請により使用料を減免します。 ①子が1人：子が就学前であること ②子が2人以上：子全員が高校生以下であること	大田区住宅管理センター 03-3730-7325
	◆都営住宅	◇一定所得以下の方で、住宅に困っている世帯向けに、住宅入居者を募集します。 ◇ひとり親世帯には、空家住宅募集時の「優遇抽せん」と、住宅困窮度の高い順に募集戸数分だけ入居する「ポイント方式による空家住宅募集」があります。 ◇また、一定の条件を満たすひとり親世帯について、使用料の減額制度があります。	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 03-3498-8894
	◆母子生活支援施設	◇母子家庭で、支援を必要とする世帯が入所できる区立施設として、2か所あります。 ※所得に応じた費用負担があります。	各地域庁舎内 生活福祉課
くらし	◆ホームヘルパー派遣	◇区内にお住まいのひとり親家庭(父子・母子家庭)で、一時的な事情により日常生活等の援助が必要な場合にホームヘルプサービスを提供し、安定した生活を送るためのお手伝いをします。 ※利用時間及び所得に応じた費用負担があります。	各地域庁舎内 生活福祉課

項目	支援名	対象・内容	問合せ先
仕事	◆ 自立支援教育訓練給付金	◇対象の講座を受講した場合、受講経費（入学金や受講料等）の一部を支給します。講座受講前に必ず区へ事前相談を行い、受講開始日の前月10日までに講座指定の申し込みが必要です。	 各地域庁舎内生活福祉課
	◆ 高等職業訓練促進給付金	◇国家資格取得を目的として、1年以上養成機関で修業する場合、一定期間経済的支援を行います。	
保育等	緊急一時保育	◇保護者の出産・疾病などの理由により、昼間保育する人がいないため、緊急に保育が必要なお子さまを、区立保育園で一時的にお預かりする制度です。満1歳から小学校就学前までのお子さまが対象です。	保育サービス課 保育利用支援担当 03-5744-1617
	病児・病後児保育	◇お子さんが病気で保育園等に通えない場合に、医療機関併設の専用スペース及び医療機関と提携した保育室の専用スペースで一時的にお預かりする制度です。 ①病児保育ルームアリエル（田園調布 2-34-3）②OCFC 病児保育室うさぎのママ（多摩川 1-6-16）③OCFC 病児保育室うさぎのママⅡ（多摩川 1-26-28）④キッズメディカルステーション（中央 7-15-14）⑤病後児保育室ライオンのこどもべや（久が原 3-36-13）⑥病後児保育室山崎こじか園（西糀谷 1-31-1）⑦ろくごう病児保育室（仲六郷 4-19-2）⑧大森医師会病児保育室ピッコロボスコ（中央 4-31-14）⑨病児保育室ドリーミーキッズ（南馬込 5-26-7）	 各病児・病後児保育室
	ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス	◇2歳から中学生までの児童が対象です。傷病、育児疲れ、出産、入院、看護、介護、冠婚葬祭・出張等の社会的事由などで、一時的にお子さんの養育にお困りの時にお子さんを預かる制度です。 ※ショートステイ：宿泊型一時保育 トワイライトステイ：夜間一時保育 休日デイサービス：休日一時保育	ひまわり苑 03-5737-1070 コスモス苑 03-3751-3378
	ファミリー・サポートおおた	◇大田区在住・在勤で、生後4か月以上おおむね12歳以下のお子さんの育児の援助を受けたい方（利用会員）と、大田区在住で20歳以上の育児援助を行いたい方（提供会員）との会員制の子育て支援のシステムです。	 ファミリー・サポートおおた事務局 03-5753-1152
	子ども家庭支援センター	◇子どもと家庭の総合相談窓口です。 ◇0歳から18歳までの子どもやその家庭の抱える問題について相談に応じています。	 キッズな大森 03-5753-7830
子どものこと、各種悩み相談	発達相談（乳幼児）	◇心身の発達に遅れや偏り、またその疑いのある乳幼児の相談や子育てについて、心配や悩みの相談をお受けします。 ◇必要に応じて発達評価を行い、適切な支援方針を作成します。	 こども発達センターわかばの家 03-3757-7761
	発達相談（学齢期）	◇心身の発達に遅れや偏り、またその疑いのある学齢期のお子さんに関するご相談をお受けします。 ◇必要に応じて、情報提供や連絡調整、支援のご紹介等を行います。	さぼーとぴあ 03-6429-8524
	教育相談・就学相談	◇お子さんの生活面や学校生活上の悩みなどについての電話や面接による相談を受けています。平日：9時～19時、土曜日・日曜日：9時～17時（祝日、年末年始を除く）	 教育センター教育相談室 教育相談 03-5748-1201 就学相談 03-5748-1202
		◇心身に障がいのある（あると思われる）お子様の特性や状況に応じて、どのような教育環境ならば、そのお子様の持つ力をより伸ばすことができるかについての相談をお受けしています。平日：9時～17時（土曜・日曜、祝日、年末年始を除く）	
幼児教育相談	◇子育ての不安やしつけ等の悩み、幼児の遊びや発達・教育に関する相談を行っています。必要に応じて専門機関などの情報を提供しています。平日：9時～17時（土曜・日曜、祝日、年末年始を除く）	 幼児教育センター 03-6303-5550	
◆ 母子・父子自立支援員	◇母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんからの相談を受ける職員が、母子及び父子福祉資金の申請、相談などを担当しています。	各地域庁舎内生活福祉課	
家庭相談員	◇家庭の問題（親子・離婚・養育費・相続等）の相談をお受けしています。 ◇調停申立て、法律相談等を受ける前に問題の整理のお手伝いをします。 ※相談日については事前に問合せが必要です。		
大田区生活再建・就労サポートセンター	◇生活・仕事・住まいなどについてのお悩みを抱え、経済的に困りの方に対して、専門の支援員が一人ひとりに合ったサポートを行う無料の相談窓口です。ご本人と一緒に問題の整理・解決をめざします。	 JOBOTA（ジョボタ） 03-6423-0251	
住居確保給付金	◇離職等により経済的に困窮し、住居を失っている又は住居を失うおそれのある方へ、家賃相当額を支給するとともに、就労支援を行います。（生活保護を受給中の方は対象外です。）		
離婚と養育費にかかわる総合相談	◇弁護士の無料相談で、JOBOTA職員による「子ども生活応援臨時窓口」を同時開催し、家計や就労に関する相談や手当・各種減免制度等、離婚前後の生活相談にも対応します。相談中は託児サービスが利用できます。年4回の日程は区報でお知らせします。	福祉管理課 調整担当 03-5744-1244	